

民事司法制度改革の推進について

(抄)

令和 2 年 3 月 1 0 日
民事司法制度改革推進に関する
関係府省庁連絡会議

第 2 民事裁判手続等の I T 化

近年における情報通信技術の急速な進展や我が国における情報通信技術の浸透状況、オンラインでの経済活動の増加、諸外国における裁判 I T 化の進展状況等に照らすと、我が国の民事司法制度の国際競争力の強化のため、民事裁判手続等の I T 化を進めることは喫緊の課題である。そして、民事裁判手続等の I T 化を進めるに当たっては、以下の点を検討する必要がある。

1 民事裁判手続等の I T 化の在り方

(1) 民事裁判手続等の I T 化の課題及びこれに向けた方策

ア 全面オンライン化について

民事裁判手続等の I T 化に関しては、内閣官房が開催した裁判手続等の I T 化検討会の取りまとめ（平成 3 0 年 3 月 3 0 日）の中で、「裁判手続等の I T 化の基本的方向性として、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面 I T 化』を目指すべき」とされ、訴状等の書面の提出についても、紙媒体で裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、「電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していくこと」が望ましいと指摘されている。これを踏まえて、「未来投資戦略 2 0 1 8」（平成 3 0 年 6 月 1 5 日、閣議決定）において、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面 I T 化を目指す」とされた。

そして、情報通信技術の急速に進展した社会においては、広く国民が裁判 I T 化による利便性を享受できるようにするという観点は極めて重要であるが、これにより国民の司法アクセスが後退しないようにすることも、必要不可欠である。そこで、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、I T 機器を有していない本人やその利用に習熟していない本人に配慮した十分なサポート態勢を構築した上で、訴状等の書面をオンラインでの提出に一本化する全面オンライン化を実現することとし、もって、裁判 I T 化による利便性が広く共有され、多くの国民に行きわたるよう目指すべきである。

全面オンライン化を実現する手法としては、民事裁判手続の利用者がオンラインでの手続に習熟しながら円滑に全面オンライン化が実現できるよう、段階的なオンライン化を図ることが相当である。この観点から、まずは、最高裁判所において、新たな法改正を待たず、民事訴訟法第 132 条の 10 に基づき、準備書面等の一定の書面についてのオンライン提出の運用を先行実施することが期待される。また、法務省は、このような最高裁判所による取組のほか、国民への情報通信技術の浸透度や技術革新による利便性の向上、更には上記のサポート態勢の充実度等の諸事情を踏まえ、国民の司法アクセスを確保することに配慮しつつ、全面オンライン化の実現を目指すこととし、その過程において、弁護士等の士業者に限りオンライン提出を義務化することを実現することとして、民事訴訟法等の必要な法改正に向けた検討を進める。

イ 民事裁判手続等の I T 化の迅速な検討について

先に指摘したとおり、民事裁判手続等の I T 化は、可能な限り早期に実現されるべき課題である。

そこで、法務省は、令和 4 年中の民事訴訟法等の必要な法改正のため、法制審

議会での調査審議を含め、速やかな検討・準備を実施する。

また、令和2年2月3日より、知的財産高等裁判所や東京地方裁判所等の全国9か所の裁判所において、現行法の下で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始されたことを歓迎する。最高裁判所においては、令和2年度中にこの現行法下の運用を全国の地方裁判所本庁に展開するなど順次運用を拡大することが期待されるほか、令和5年頃から順次行われる改正法に基づく新たな運用開始のため、システム開発等を含めた迅速な取組が期待される。

ウ オンライン手続の利用促進策について

全面オンライン化を実現する過程においては、オンラインによる訴え提起と書面による訴え提起が併存することになるところ、全面オンライン化の円滑な実現という観点からは、民事裁判手続の利用者に向けて、オンライン手続の利用を促進する必要がある。

そこで、法務省は、オンラインによる訴え提起の場合に、書面による訴え提起の場合と比較した手続上のインセンティブを設けることを検討するほか、民事裁判手続等のIT化に伴う訴訟費用制度全般の利便性向上のための検討を行うなど、オンライン手続の利用促進策を検討する。

エ 民事裁判手続等のIT化に伴う人的態勢整備について

民事裁判手続等のIT化に際しては、改正後の新しい制度に対応した新システムが導入されるとともに、このシステムが適切に管理・運用されることが求められる。

そこで、最高裁判所においては、改正後の新しい制度に応じた新システムを適切に導入、管理及び運用するために必要な人的態勢を整備することが期待される。

(2) 民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備

上記(1)のとおり、民事裁判手続等のIT化を進めるに当たっては、全面オンライン化を実現すべきであり、そのためには、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、IT機器を有していない本人やその利用に習熟していない本人に配慮した十分なサポート態勢を構築することが必要不可欠である。十分なサポート態勢を構築するという観点からは、最高裁判所において、民事裁判手続の利用者にとって使いやすいシステムを構築し、利用者の声を踏まえた不断の改善をすることが期待されることはもとより、以下のとおり、適切な担い手による充実したサポート態勢を構築することが重要である。

ア 民事裁判手続の利用者の望むサポートは、単なる書面の電子化等のITリテラシー支援（形式的サポート）にとどまらず、個別具体的な事案についてどのように民事訴訟を進行すべきか、という点に関する法的助言を含めたサポート（実質的サポート）である場合が多く、実際のサポートの場面においては、これらの両方を担える個々の弁護士のほか、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会（簡易裁判所におけるサポートについては、個々の司法書士のほか、日本司法書士会連合会及び各地の司法書士会）の果たす役割は極めて大きい。

また、形式的サポートについては、各地の裁判所や日本司法支援センター（法テラス）等の公的機関はもとより、個々の弁護士や司法書士、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会をはじめとする士業者団体等、受け皿となり得る者において幅広くサポートを担当すべきである。

イ この点に関し、個々の弁護士や司法書士によるサポートとしては、書面の電子化等のITリテラシー支援サービスを提供するとともに、本人の依頼に応じて、民事訴訟の進行に必要な法的助言の提供を行う（司法書士の場合には、代理

業務が可能な範囲で法的助言の提供を行う) こと等が考えられる。また、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会におけるサポートとしては、窓口で書面の電子化のための機器を設置すること等が考えられる。こうした方策を前提に、さらに具体的なサポートの内容については、個々の弁護士や司法書士、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会において検討することが期待される。

また、法務省は、法テラスが、現行法上の情報提供業務や民事法律扶助業務の枠組の中で行い得るサポートに加え、特定の拠点に裁判所のシステムにアクセス可能な機器を設置すること等をはじめ、法テラスにおけるサポートの内容について、IT化の範囲や導入されるシステム等の具体的内容等を踏まえ検討する。

さらに、最高裁判所においては、書面の電子化のための機器を窓口を設置すること等をはじめ、裁判所におけるサポートの内容について検討することが期待される。

(3) IT化の将来的な方向性とAIによる紛争解決手続へのサポートの可能性

ア IT化の将来的な方向性について

民事裁判手続がIT化されても、訴訟の提起に先立つ民事保全手続や、判決を実現するための民事執行手続がIT化されなければ、IT化による利便性は貫徹されない。また、倒産手続については、債権者が多く、債権調査や債権者に対する通知の事務量やコストが膨大となる場合があり、IT化が債権者や破産管財人等の負担軽減や弁済原資の確保に資することが期待される。

そこで、法務省は、民事裁判手続等のIT化に引き続き、民事保全手続・民事執行手続、倒産手続といった非訟手続についてもIT化を実現すべく、必要な法

改正等の検討を進める。

イ 民事判決情報の提供について

民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、A Iによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。

そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。

また、最高裁判所においては、民事判決情報の提供も含め、法務省における上記検討に協力することが期待される。

2 民事裁判手続等のIT化と同時に必要な改革

国際競争力の高い民事司法制度を実現するという観点からは、現行の手続の一部を単にITに置き換えるにとどまらず、計画的かつ適正迅速な裁判の実現に向けて、現行の手続につき、法制面からの見直しを図るほか、運用面の抜本的改善に向けた取組がなされる必要がある。

そこで、民事裁判手続等のIT化の機会に、システムのIT化に留まらない計画的かつ適正迅速な裁判の実現に向け、法務省は、特別な訴訟手続の創設も含めて検討する。

また、最高裁判所及び日本弁護士連合会においては、運用改善に向けた主体的かつ積極的な取組を進めることが期待される。